



## 定性的開示事項

### ●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東山口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	799百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

### ●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

### ●信用リスクに関する事項

#### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの管理は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造(ポートフォリオ)管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。但し、内航海運業に対する債権(船舶の建造または購入資金)のうち、貸出条件緩和を行った債権については、基準年度末の債権額の未保全額に対して特定貸倒引当金を計上しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先で一定条件を満たす先についてはDCF法で債権価値を判定し債権額との差額を計上し、それ以外の破綻懸念先は予想損失率を乗じて計上しています。実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額の全額を計上しております。

#### (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード & プアーズ
- ・ムーディーズ

### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、融資判断において、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいたしました上でご契約いただく等、適切な取扱に努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、不動産担保等、また保証には、信用保証協会保証、民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。



## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行うこととしております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

### (2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有する証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、リスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

### (4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することとしております。

### (5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

### (6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格による評価を実施することとしております。

### (7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

・格付投資情報センター  
・スタンダード&プアーズ

・日本格付研究所  
・ムーディーズ

## ●オペレーション・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## ●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## ●銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、他の市場リスクとの関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一部として管理されております。特に、有価証券の金利リスクにおいては、残高、損失限度、VaR等に限度額を設定し、一定の範囲に抑えるよう月次で管理を行っております。市場リスクのミドル部門であるリスク管理委員会は、これらの遵守状況のモニタリングを通じて、市場リスクのみならず、金庫全体のリスクを総体的に把握し評価を行うとともに、リスク管理の状況を四半期ごとに常務会に報告しております。

有価証券の金利リスクは月末日を基準日として月次で、銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては、3・6・9・12月末日を基準日として四半期毎にリスク量を計測しております。なお、金利リスクを削減する際は、有価証券、預け金等の残高調整、金利更改期の期間調整で対応しており、金利スワップ等ヘッジ取引は行っておりません。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的事項で開示している銀行勘定の金利リスク（IRRBB）は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ $\Delta$ EVE）および金利収益変動（ $\Delta$ NII）を示しています。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.3年、最長の金利改定満期は5年、また、流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用



しております。なお、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮しておりません。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しておりますが、金利リスクの合算においては通貨間の相関等を考慮しておりません。また、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

△EVE、△NIIに重大な影響を及ぼす内部モデルは使用しておりません。

重要性テスト（△EVE／自己資本の額）の測定値は金利リスクの許容水準を認識するための重要な経営指標と捉えております。今後、リスク管理の高度化に取組み、収益性を維持しながら適正なリスクコントロールに努めてまいります。

### (3) その他の金利リスク計測について

当金庫では、△EVEおよび△NIIに加え、VaRおよび100BPVを計測しております。

VaRについては、「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、保有期間を3ヵ月、信頼区間を99%としております。これは、金利変動が正規分布にしたがうと仮定した場合に1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。

また、100BPVについては、金利が100BP（1%）上昇時の現在価値の変動の大きさと方向を表しております。なお、行動オプション性の考慮については、VaRおよび100BPVとともに△EVE計測と同様の内容としております。

## 定量的開示事項

### ●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,706	8,953
うち、出資金及び資本剰余金の額	801	799
うち、利益剰余金の額	7,921	8,170
うち、外部流出予定額（△）	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	387	323
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	387	323
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	58	44
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	9,152	9,321
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	24	18
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	18
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	61	84
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	86	103
<b>自己資本</b>		
自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	9,066	9,217
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,132	82,808
資産（オン・バランス）項目	79,477	81,372
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	327	327
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	327	327
オフ・バランス取引等項目	1,579	1,349
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	72	78
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	2	9
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,712	4,661
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	85,844	87,470
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率（（ハ）/（二））	10.56%	10.53%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## ●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019 年度		2020 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	81,132	3,245	82,808	3,312
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	74,517	2,980	75,560	3,022
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	30	1	30	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	91	3
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	190	7	190	7
我が国の政府関係機関向け	304	12	281	11
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,491	539	14,803	592
法人等向け	23,027	921	22,629	905
中小企業等向け及び個人向け	20,729	829	20,625	825
抵当権付住宅ローン	3,159	126	3,054	122
不動産取得等事業向け	8,012	320	8,386	335
3ヵ月以上延滞等	727	29	654	26
取立未済手形	4	0	3	0
信用保証協会等による保証付	671	26	707	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	151	6	138	5
出資等のエクスポージャー	151	6	138	5
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,885	155	3,923	156
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの他のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー	1,324	52	1,301	52
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他の外部 TLAC 関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	2,561	102	2,621	104
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	S T C 要件適用分	—	—	—
非S T C 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	6,213	248	6,833	273
ルック・スルーワ方式	6,213	248	6,833	273
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	327	13	327	13
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	72	2	78	3
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	2	0	9	0
口. オペレーションナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	4,712	188	4,661	186
八. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	85,844	3,433	87,470	3,498

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオーバーバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーションナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工エクスポージャーを除く）

### ■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								3ヶ月以上延滞エクspoージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
地域区分	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
国 内	192,880	214,866	91,259	96,283	45,074	45,668	—	—	944 830
国 外	9,931	10,722	—	—	9,911	10,698	—	—	—
地 域 別 合 計	202,811	225,589	91,259	96,283	54,985	56,366	—	—	944 830
製 造 業	11,788	12,371	4,942	5,325	6,800	6,999	—	—	46 43
農 業、林 業	77	79	77	79	—	—	—	—	—
漁 業	36	67	36	67	—	—	—	—	—
鉱 業、探 石 業、砂 利 採 取 業	40	36	40	36	—	—	—	—	—
建 設 業	9,263	10,481	9,063	10,281	199	199	—	—	72 41
電 气・ガス・熱 供 給・水 道 業	4,351	5,346	741	1,536	3,603	3,803	—	—	—
情 報 通 信 業	872	854	145	166	501	501	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5,769	5,955	3,248	2,632	2,507	3,307	—	—	3 4
卸 売 業、小 売 業	7,457	8,472	6,556	7,671	900	800	—	—	111 105
金 融 業、保 険 業	69,310	75,296	11,024	11,036	9,110	9,006	—	—	—
不 動 産 業	12,057	12,070	8,937	9,050	3,098	2,998	—	—	201 185
物 品 貸 貸 業	776	955	274	252	498	698	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	720	873	720	873	—	—	—	—	—
宿 泊 業	194	188	194	188	—	—	—	—	10 9
飲 食 業	2,052	2,490	2,052	2,490	—	—	—	—	153 87
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 樂 業	1,937	2,347	1,936	2,345	—	—	—	—	114 112
教 育、学 習 支 援 業	779	967	779	967	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	3,341	3,721	3,341	3,721	—	—	—	—	74 73
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,787	2,946	2,787	2,946	—	—	—	—	6 26
国・地 方 公 共 団 体 等	38,891	49,492	9,116	9,126	27,765	28,050	—	—	—
個 人	25,241	25,486	25,241	25,486	—	—	—	—	149 139
そ の 他	5,061	5,087	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	202,811	225,589	91,259	96,283	54,985	56,366	—	—	944 830
1 年 以 下	54,314	45,962	11,199	9,254	2,810	5,009	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	21,732	43,635	6,073	5,112	10,659	10,523	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	19,778	15,985	7,453	7,480	9,025	8,180	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	16,001	17,329	6,820	6,539	9,058	10,637	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	19,400	23,478	9,473	16,171	9,834	7,306	—	—	
1 0 年 超	64,512	72,457	49,414	51,248	13,597	14,708	—	—	
期 間 の 定 め の な い も の	6,635	6,567	387	302	0	0	—	—	
そ の 他	437	172	437	172	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	202,811	225,589	91,259	96,283	54,985	56,366	—	—	

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

4. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクspoージャーです。具体的には代理貸付等です。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



# 自己資本の充実の状況等

## ■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別区分	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額			期末残高					
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
製造業	30	30	30	19	—	—	30	30	30	19	4	—	
農業、林業	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	82	59	59	75	0	6	82	52	59	75	8	24	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	69	69	69	34	—	—	69	69	69	34	—	—	
運輸業、郵便業	583	575	575	1	2	574	580	1	575	1	—	35	
卸売業	77	82	82	77	—	—	77	82	82	77	—	—	
小売業	82	67	67	45	9	—	72	67	67	45	6	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	103	61	61	53	28	2	74	59	61	53	—	5	
物品貿易業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	5	—	—	—	—	—	5	7	—	
宿泊業	9	9	9	6	—	0	9	9	9	6	—	—	
飲食業	55	56	56	56	—	—	55	56	56	56	0	—	
生活関連サービス業、娯楽業	215	212	212	211	2	2	212	210	212	211	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	23	24	24	12	—	—	23	24	24	12	22	—	
その他のサービス業	—	—	—	24	—	—	—	—	—	24	1	—	
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人（住宅・消費・納税資金等）	29	31	31	25	9	1	20	30	31	25	2	—	
海外円借款、国内義理地貸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	1,362	1,284	1,284	650	53	587	1,309	696	1,284	650	55	65	

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	34,015	—	45,981
10%	—	6,147	—	5,924
20%	2,693	65,914	3,095	71,882
35%	—	9,167	—	8,815
50%	14,038	279	15,740	270
75%	—	38,824	—	44,981
100%	2,003	29,484	1,402	27,252
150%	—	243	—	242
200%	—	—	—	—
250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	18,734	184,077	20,238	205,350

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれおりません。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### ■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,096	2,949	8,783	8,668	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

## ●証券化工エクスポージャーに関する事項

当金庫は、オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

## ●出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	90	90	95	95
非上場株式等	1,174	1,174	1,161	1,161
合計	1,265	1,265	1,257	1,257

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	0	3
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	39	43

### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	—	—



## ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,768	16,467
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

## ●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

### IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,477	4,871	241	25
2	下方パラレルシフト	—	—	453	450
3	スティープ化	4,416	4,222	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	5,477	4,871	453	450
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		9,217		9,066	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。